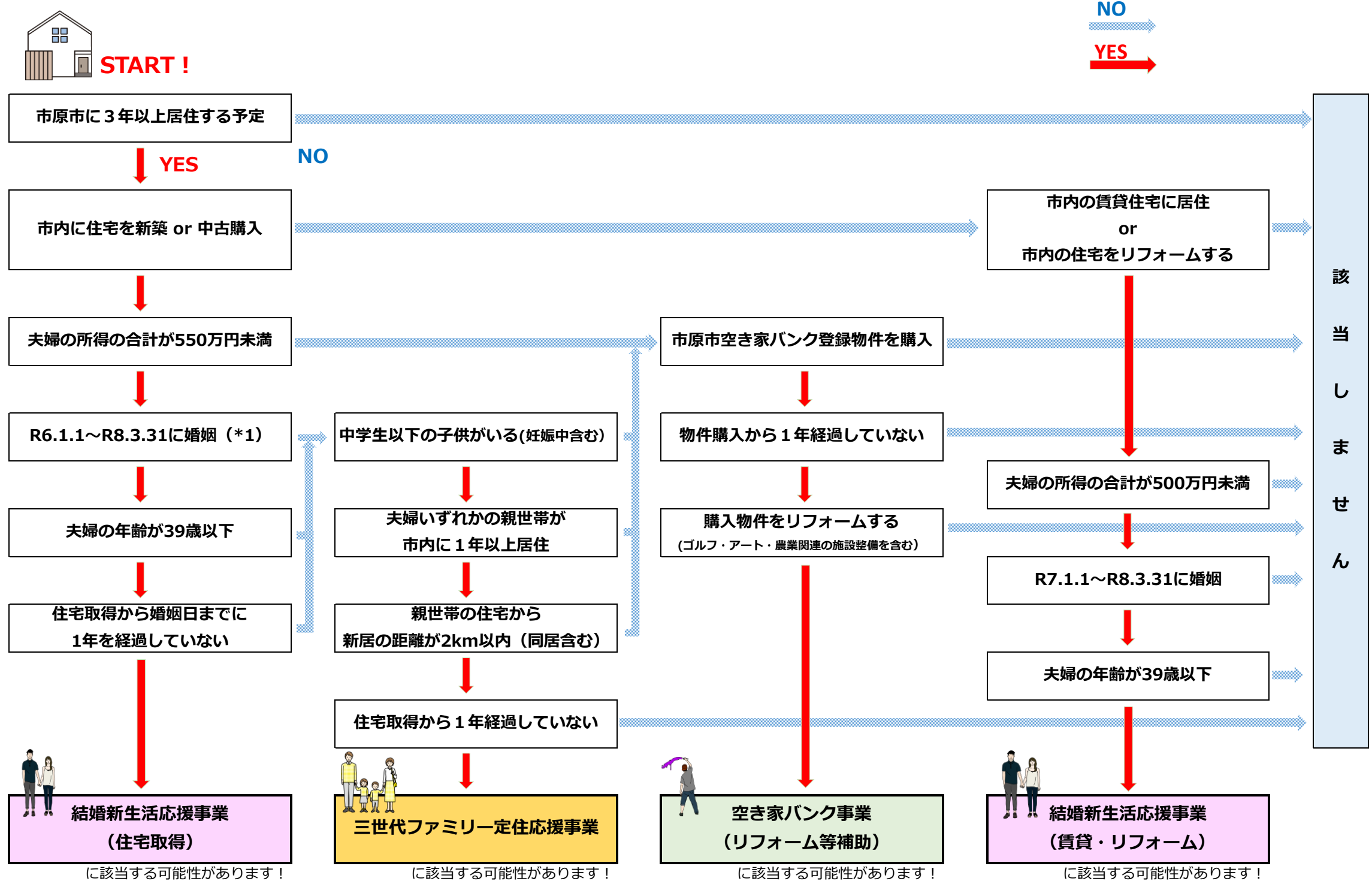




あなたにぴったりの補助金は？

※本チャートはあくまでも目安となります。詳細については各事業の事前相談で確認させていただきます。



*1：R6.1.1～R6.12.31に婚姻の場合はR7.3.31以前に住宅を契約している場合のみ対象です。

*本チャート記載の「夫婦」にはパートナーシップ届出をしたカップルも含まれます。